

令和7年度（2025年度）第2回東海市子どものいじめ防止等対策委員会 会議録

- 1 日 時 令和8年（2026年）1月21日（水）
午後2時から3時
- 2 場 所 市役所603会議室
- 3 出席者 社会福祉協議会事務局長兼総務課長 宝達 真志
主任児童委員 田中 博美
日本福祉大学 教育・心理学部教授 鈴木 庸裕
市スクールカウンセラー 鎌田 陽世
東海市立緑陽小学校長 廣田 雅明
東海市加木屋中学校長 富田 高生
東海市立明倫小学校主任養護教諭 富田 優子
東海市立加木屋中学校生徒指導主事 住田 恵太
人権擁護委員 小野 偉稔
- 4 傍聴者 なし
- 5 事務局参加者
東海市教育委員会 教育長 鈴木 俊二
教育部長 小島 久和
学校教育課長 桜井 正志
学校教育課 主任指導主事 越智 真剛
" 指導主事 池田森太郎
" 指導主事 高橋 民子
" 統括主任 本多 佑鷹
" 教育相談員 坂口 栄子
青少年育成センター主幹 櫻井 崇浩
教育支援センター「ほっと東海」
教育相談員 武田 基二
スクールソーシャルワーカー 飯田 彩花
スクールソーシャルワーカー 西 実莉
スクールソーシャルワーカー 甲斐茉莉奈美
- 6 会 議
 - (1) 教育長あいさつ
 - (2) 委員長あいさつ
 - (3) 報告事項
 - ① 「東海市子どものいじめ防止等対策委員会専門部会」の提言を受けて実施した取組について（指導主事より資料に基づいて報告）

ア 研修動画の作成

- 市内全教職員がいじめの定義やいじめ認知の在り方について、理解を深めることができるよう校内研修用の資料として研修動画を作成した。いつでも見られるように校務支援ソフトを活用し、電子掲示板上で研修動画にアクセスできるようにし、プレゼンテーションソフトを活用して動画を作成したため、紙媒体資料としても配付できるようにした。
- やりっぱなしの研修とならないよう効果測定アンケートも全教職員を対象に実施し、580名の教職員の意見を聴取した。
- 効果測定の結果から「学ぶことが多かった」「学ぶことがあった」という肯定的回答の割合が98.5%であったことから、本研修動画が教職員に対して有効なものであったと考えている。また、教職員から質問のあった内容や効果測定アンケートの集約結果については、市校長会で報告後、電子掲示板で市内全教職員が確認できるように対応した。

イ 学校における児童生徒の心理的情緒的問題への対応とSOSを適切に受け止めるための教員向けスキルアップ研修の実施

- 学校のいじめ問題に対し中核を担う生徒指導担当の教員を対象とした研修として、愛知学泉大学教授の前田 治（まえだ おさむ）先生を講師に『「いじめ重大事態に関する調査報告書（公表版）」を受け、これからの東海市の教職員としてすべき実践的な対応』をテーマに研修会を実施した。前田先生の実験してきた話や生徒指導提要の読み方もご指導いただき、参加したすべての生徒指導担当者が「これからの実践のためになった」と回答するよい学びの機会となった。
- 管理職を中心に教職員を指導する立場の役職者を対象とした研修として生徒指導担当者と同じテーマで、講師として県のスクールロイヤー2名に依頼し、法的見解によるいじめ問題への対応方法について学んだ。法令上のいじめと社会通念上のいじめの類型資料もご提供いただくなど役職者にとっても貴重な学びの機会となった。

ウ 市内共通フォーマットの作成

- 本年度より「会議用」「児童生徒聞き取りメモ」「月例報告の様式変更」を行い、各学校に記録の重要性を研修動画でも伝え、取り組んだ。
- 今後も生徒指導担当者からの意見を踏まえ、よりよいものにしていきたいと考えている。

エ 専門スタッフの活用

- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの存在は大きく、教員とは違う視点で児童生徒だけでなく、その保護者のSOSを適切に受け止めていると考える。ただし、どちらも常時学校に配置はできず、特に

スクールソーシャルワーカーは3名で18校の対応を行っているため、学校の求めに必ずしも応じることができないため、スクールソーシャルワーカーの体制整備は課題となっている。

- 認知の段階からではないが、県教育委員会知多教育事務所主催の「スクールロイヤー定期相談」に指導主事が参加し、月例報告で集約した内容についてスクールロイヤーの見解を聞き、当該校に情報提供するなどの取組を行った。問題が複雑化しており、法的知見からの見解も問題解決には必要になってくるため、今後もスクールロイヤーを積極的に活用していきたいと考えている。

オ 児童生徒、保護者、地域の関係機関職員等への周知

- 保護者等への周知としては、「東海市いじめ防止基本方針」「東海市子どものいじめ防止条例」「いじめ防止対策推進法」を東海市教育委員会から市内小中学校の保護者に欠席連絡システムで配信したり、学校から地域関係者等に学校運営協議会や学校支援協議会、学校評議員会の場で紹介したりした。
- 児童生徒へは保護者に向けた推進法等の周知という形ではなく、平成28年度に市生徒指導研究部会が作成した「いじめ未然防止プログラム」を継続して実施し、児童生徒の「いじめ」を「しない」「させない」「見逃さない」という価値観の育成を継続している。

カ 市内学校のサポートルームや校内外の教育支援センターの運営や情報共有の充実

- 「東海市不登校対策協議会」にて報告

② 本市のいじめに関わる状況について

ア 令和7年4月から12月までの「いじめの認知件数」に関する各校の状況

- 小学校は、認知件数が昨年度より大きく減少している。積極的にいじめを認知し、早期発見・対応につなげる観点から認知数の減少は問題として考えており、今回の減少の要因は「組織による認知が徹底されたこと」によるものであると考えている。心配な事案を担任一人で抱え込まないことも大切であり、組織的対応が小学校で増えてきたよい兆候として捉えている。
- 中学校は、微増ではあるが、生徒指導担当の教員が中心になって対応し、いじめの早期発見・対応に努めている。本年度の中学校のいじめ認知事案で多いのが「物への落書きや紛失」であった。未だ解消には至っていない事案については、再発防止に努めていく。
- SNSトラブルも含め、教職員の見えないところで起きる事案が多く、小中学校ともに対応に苦慮している状況である。

イ いじめ未然防止授業プラン

- 平成28年度に児童生徒の「いじめ」を「しない」「させない」「見逃さない」という価値観を育成するため、小学校から中学校までの9年間で系統的な指導ができるよう「いじめ未然防止授業プラン」を作成している。
- 本年度は上野中学校2年生と渡内小学校3年生ではいじめを「しない」力、三ツ池小学校ではいじめを「させない」力に関する検証授業を実施した。
- いじめ未然防止授業プランが今後も目指すべき価値観を児童生徒に育成するための授業であるよう、毎年小学校2校、中学校1校で検証授業を実施している。また、参観者からの意見を基に、授業者で指導案を見直し、改善したものを市内共有フォルダに保存し、各校で活用できるようにしている。

(4) 協議

① 令和8年度に向けたいじめ防止対策について

- ア いじめの定義及び認知に関する研修動画視聴
- イ スキルアップ研修の実施
- ウ いじめ事案の記録等に対する市内統一フォーマットファイルの活用
- エ 専門スタッフの活用
- オ いじめ未然防止プログラムの実施
- カ 保護者・地域関係者との連携

② 主な意見

- いじめの問題等が大きくなった場合に正確な記録が大変重要になってくると考える。児童生徒の聴き取りをしっかりと行い、細かな状況が記録できるように市内統一フォーマットを有効に活用していきたい。
- 教職員のスキルを高めていく必要がある。そのため、研修動画やスキルアップ研修、市内統一フォーマットに漏れのないように記録していく重要性の視点をいただけて大変有り難い。日常から意識していじめ防止対策に取り組んでいきたい。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用については、いじめが起こってからの対応だけではなく、児童生徒にとって一次予防的な対応をしていただくことも大切である。
- 養護教諭の立場として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携をしながら、児童生徒に寄り添うようなストレスや心の不調、SOSの出し方などの健康教育にも取り組んでいきたい。
- いじめの問題について、市のスクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携をとっていきたい。また、学校の教職員と情報交

換などに努めたい。

- いじめ未然防止プログラムについて、積極的に取り組んでいただきありがたい。スクールカウンセラーの立場で心理教育等に関わっていく機会をいただけるとよい。
- いじめは、社会性が高い集団ほど、集団から外れることに対する抵抗感が強いため、個社会性が高い集団ほどいじめが生まれやすい難しさがある。
- いじめをする側もされた側も、家庭全体を見ると気になるところがあるのではないか。福祉関係の事業などの外部の力も活用するとよい。
- スクールソーシャルワーカーの増員に向けては、計画的に進めて行く必要がある。スクールソーシャルワーカーの必要性は強く感じている。
- いじめの未然防止プログラムの授業に取り組んでいることは素晴らしい。その際、どのような授業を行っていて、児童生徒がどのような反応や感想をもったのかを知りたい。児童生徒の意見や感想等を学校以外の大人が知ることが大切なことである。このような授業を地域の方が参観し、何を思ったり、感じたりしたかを共有するとよい。また、いじめの対策委員も参観できるとよい。
- スキルアップ研修やいじめの研修動画を委員にも共有してほしい。
- いじめが発生した後の対応や対策はしっかりと話し合いや研究が重ねられているが、本来はいじめを起こさない人を育てることが大切ではないか。
- 児童生徒の乳幼児期にどのような育ちをしてきたなど、どういった生い立ちや背景でいじめを行う側になってしまったのか、いじめをされる側になってしまったのかを見ていく必要がある。しかし、児童生徒の数だけ原因や背景がある。どの段階においても気付けたことがあるならば、それに対してもっと早い時期にいじめを起こさない人を育てるところに力を入れることも大切ではないか。
- いじめ研修動画の効果測定の結果などを経年変化で検証して報告していくことが大切である。
- いじめ重大事態というのは、大事なことが起こったとうことではなく、いじめ重大事態を一つのボタンだと捉え、ボタンが押された時に児童生徒や教職員、保護者から聴き取りなどの作業が始まるという言葉としていじめ重大を捉えていくとよいのではないか。
- 中立性というのは、組織的な部分での意味を含むため、公平性という言葉を使っていくことがよい。それは、教職員が保護者の思いを理解し寄り添う姿勢であることである。
- 早期発見や初期対応といのは、すでにいじめが起こっている状態である。そのため、未然防止とは意味合いが違ってくる。未然防止をどう実現してい

くのかを考えていくことが必要である。

- スクールソーシャルワーカーをどのように保護者に周知していけばよいのか、さらにはいじめの問題でどのようにスクールソーシャルワーカーを活用していくのかを今後より一層研究していく必要性を感じている。
 - 各中学校区で研修を実施していくことも大切だが、各学校によって校風や実態も違うため、全ての学校が統一したいじめの対処ができることが望ましい。しかし、地域によって保護者の生活環境が違い、また教職員も異動が伴うため地域の特色を捉えることは難しい部分がある。だからこそ、地域と連携できる学校にしていくことが大切である。
 - 人権擁護委員に対して気軽にいじめ等の相談ができるよう「SOS・LINE」をスタートさせた。いじめが起こると児童生徒や保護者は学校への相談をすることが当たり前になっているが、学校だけでなく市としていじめに対応する機関ができれば、統一した対応ができるのではないかと。
- ③ 意見を受けての東海市+教育委員会の今後の対応
- 外部スタッフの活用について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに注目してしまう部分があるが、福祉との連携、地域の方との連携、別機関との連携を考えていきたい。
 - 会議を開催するにあたり委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいている。資料送付と同様に教育委員会で作成した研修動画や市内統一フォーマット等の内容が把握できるように、事前に委員の皆様へ送付すべきであった。会議後に委員の皆様へ研修動画等を送付させていただき対応をする。さらには、確認いただいた後にご意見等があれば教えていただきたい。
 - いじめについて児童生徒が考える授業を実施する「いじめ未然防止プログラム」については、東海市校長会組織である生徒指導研究部会が取り組んでいる。そのため、2月に開催される生徒指導研究部会において指導主事より委員の皆様の意見を伝えていきたいと考えている。委員の皆様を授業に招待したり、保護者の方にも取組を知ってもらえるように授業参観等で実施をしたり、未然防止プログラムの実施について積極的に呼びかけていきたい。